

マイナ保険証に関する Q&A

ライオン健康保険組合

2024 年 10 月 18 日

Q1.『資格情報のお知らせ』と『資格確認書』は何が違うのでしょうか。

A1.『資格確認書』はマイナ保険証を登録していない方が、医療機関を受診する際に提示するものです。『資格情報のお知らせ』は、マイナ保険証を読み込むカードリーダーが使えない場合や、加入健保組合を確認する際に提示するもので、マイナ保険証とセットで使います。

※マイナ保険証へ切り替えた場合、『資格情報のお知らせ』が必要となりますので、マイナ保険証を登録していない方も保管をお願いします。

Q2.「2024 年 12 月 2 日に保険証廃止」となっていますが具体的にはどうなるのでしょうか？

A2. 2024 年 12 月 2 日以降は保険証の新規発行ができなくなります。既に参加している方は経過措置として 2025 年 12 月 1 日まで従来の保険証をご利用いただけます。

Q3.経過措置（令和 7 年 12 月 1 日）を過ぎた健康保険証はどのように取り扱えばいいですか？

A3.ご自身で廃棄してください。

Q4. 2024 年 10 月に配布される『資格情報のお知らせ』はどのように配布されますか？

A4.紙（A4）用紙での配布となります。配布方法は、関係会社、事業所は社員、出向者を含めて事業所担当者に、本社各部所、平井、小田原研究所は自宅に配布します。ライオンエンジニアリングは社員、出向者を含めてライオンエンジニアリング窓口担当者にお渡しします。

Q5.2024 年 10 月に配布される『資格情報のお知らせ』で何をすればいいですか？

A5.マイナ保険証を登録している方は、マイナナンバーの下 4 桁が合っているかを確認し、右下のお知らせを切り取ってマイナ保険証と一緒に保管してください。マイナ保険証を登録していない方は、マイナナンバーの下 4 桁が合っているかを確認してください。

Q6.『資格情報のお知らせ』とは何ですか？使用方法を教えてください。

A6.『資格情報のお知らせ』は基本情報をお知らせする為のものです。マイナ保険証利用時にカードリーダーが使えない場合などにマイナ保険証と一緒に提示します。『資格情報のお知らせ』の右下の部分を切り取って、マイナ保険証とともに保管してください。

Q7.『資格情報のお知らせ』（『資格確認書』）を紛失しました。どうすればよいですか？

A7.再発行依頼書をライオン健康保険組合に提出してください。

Q8. 2024 年 12 月 2 日以降の健康保険加入（入社や扶養家族の追加）の場合、健康保険証は発行されますか？また、マイナ保険証の登録の有無により対応が違いますか？

A8. 発行されません。健康保険加入手続き完了後にマイナ保険証を登録している方は『資格情報のお知らせ』を発行、マイナ保険証を登録していない方は『資格確認書』を発行します。マイナ保険証登録の有無については、ライオン健保が把握します。

Q9.2024 年 12 月以降に発行される『資格情報のお知らせ』で何を確認すればいいですか？

A9.対象となった被保険者・被扶養者の氏名、生年月日、資格取得日を確認してください。

Q10. 『資格確認書』の有効期限はいつまでですか？

A10.有効期限は 5 年以内と定められています。当健保では、4 年後の 12 月 31 日としています。
有効期限満了時にマイナ保険証を登録していない方は、資格確認書を更新発行します。

Q11.新しく扶養となる親族が出来た場合はどのような手続きをすればいいですか？

A11.従来通り、被扶養者異動届および添付書類の提出をお願いします。承認後、マイナ保険証を登録している方は、『資格情報のお知らせ』を、持っていないかたは、『資格確認書』をお届けします。

Q12.扶養を外した場合はどのような手続きをすればいいですか？

A12.従来通り、被扶養者異動届および添付書類の提出と健康保険証等のご返却をしてください。

＜マイナ保険証を登録している方＞

『資格情報のお知らせ』をご自身で廃棄してください。

＜マイナ保険証を登録していない方＞

令和 7 年 12 月 1 日まで

⇒『健康保険証』と『資格確認書』（お持ちの方）をライオン健康保険組合までご返却ください。

令和 7 年 12 月 2 日以降

⇒『資格確認書』をライオン健康保険組合までご返却ください。

Q13.結婚等による氏名が変更になる場合、何か手続きが必要でしょうか？

A13. 所属会社で氏名変更に伴う届をしてください。所属会社が氏名変更の手続きを行います。お手続き完了後、マイナ保険証を登録している方は『資格情報のお知らせ』が発行されます。旧姓の『資格情報のお知らせ』はご自身で破棄をお願いします。
マイナ保険証を登録していない方は『資格確認書』を新たに発行いたします。旧姓の『資格情報のお知らせ』はご自身で破棄をお願いします。旧姓の『資格確認書』についてはライオ

ン健康保険組合にご返却ください。

※令和 6 年 12 月 1 日までは従来の健康保険証が発行されます。

Q14.再雇用時に何か手続きはありますか？

A14.お手続きは特にありません。所属会社が、再雇用のお手続きを行います。被扶養者がいて、扶養を継続する場合には、被扶養者異動届を書面提出（ライオンは電子申請）してください。住民票等の添付書類は必要ありません。

お手続き完了後、マイナ保険証を登録している方は『資格情報のお知らせ』を、マイナ保険証を登録していない方は『資格確認書』を新たに発行いたします。お手元に届きましたら、再雇用前の『資格情報のお知らせ』はご自身で破棄をお願いします。再雇用前の『資格確認書』についてはライオン健康保険組合にご返却ください。

※令和 6 年 12 月 1 日までは従来の健康保険証が発行されます。

Q15.退職の場合に返却等の対応は必要ですか？

A15.『資格確認書』をお持ちの場合はライオン健康保険組合への返却が必要です。当健保に直接お越しになるか、社内便、郵送等で返却をお願いします。『資格情報のお知らせ』はご自身で破棄ください。

Q16.マイナ保険証での受診が困難な高齢者や障害者はどうしたらよいですか？

A16.『資格確認書』を発行します。資格確認発行依頼書を提出してください

Q17.マイナ保険証のメリットとして「限度額適用認定証の医療機関への提示が原則不要」がありますが、例外はあるのでしょうか？

A17.システムを導入していない医療機関の受診の際は、限度額適用認定証が必要になります。

Q18.保育園から保険証のコピーを提出するように言われました。マイナ保険証の場合、マイナ保険証のコピーと『資格情報のお知らせ』のコピーを提出すればよいのでしょうか？

A18.国が対応を検討中です。

Q19.マイナ保険証に切り替えたいのですが、手続き方法を教えてください。

A19.マイナンバーカードを申請・作成し、マイナンバーカードの健康保険証利用を申請・登録が必要です。

マイナンバーカードの健康保険証利用方法 | 厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html

Q20.マイナ保険証に切り替えたかどうかわかりません。確認する方法はありますか？

A20.マイナポータルから確認できます。

Q21.マイナ保険証を紛失しました。どうすればよいでしょうか。

A21.下記をご確認ください。マイナンバーカード総合サイト

https://www.kojinbango-card.go.jp/faq_lost_found1/

Q22.マイナ保険証の暗証番号を忘れました。

A22.下記よりご確認ください。マイナンバーカード総合サイト

https://www.kojinbango-card.go.jp/faq_pin3/

Q23.マイナンバーカードの保険証利用について詳しく知りたい。

A23.厚生労働省のサイトから詳細をご確認いただくことができます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html#kokumin6